

平成三十年度第九回（十一月）

諫早市農業委員会総会 議事録

平成30年度諫早市農業委員会 第9回総会議事録

1 開催日時 平成30年11月28日(金) 開会 午後2時00分 ~ 閉会 午後3時05分

2 開催場所 諫早市役所 5階 大会議室

3 出席委員 18人

会 長 20番 山開 博俊
会長職務代理者 19番 小森 俊夫
農 業 委 員

1番 池田つや子	2番 久保 繁	3番 中尾貞治
4番 久本純造	5番 立森和富	6番 前田貞松
7番 末永 進	8番 菅原篤博	10番 山口勇満
11番 西村ふじ子	12番 馬場誠治	13番 増山太大
14番 横田 親紀	15番 澤久 進	16番 西尾正信
17番 池田武弘		

4 欠席委員 2人

9番 小川 秀幸 18番 野副栄治

5 付議事件

- 第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件
- 第2号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件
- 第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件
- 第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件
- 第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件
- 第6号 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報 告

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件
- 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件
- 第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件
- 第5号 農地改良届出書受理の件
- 第6号 非農地通知申出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局長 池松 弘 次長 寿柳 知己 参事補兼主任 田中 正和

主任 半田 智也 事務職員 馬場正二郎

9 議 事

(開会)

議 長 これより、平成30年度諫早市農業委員会第9回総会を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきましてご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総会が
成立していることをご報告いたします。

なお、9番・小川委員、18番・野副委員から欠席の届出がっております。
以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会 会議規則第19条第2項に規定の
議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に2番・久保繁委員、10番・山
口勇満委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を
受けてから、氏名を告げて発言願います。

また、発言は簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい
たします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、小栗地区、土師野尾町の農地1筆、274㎡の贈与を受け、農業に精進するた
めの申請です。

権利取得後の農地面積は7,092㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えていま
す。

耕うん機や噴霧器等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。
また、農業に40年間従事され、譲受人宅と申請地は近接しておりますので、機械、労
働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

2番と3番は借受人が同一の案件です。

2番、小野地区、宗方町の農地1筆、853㎡、

3番、小野地区、宗方町の農地1筆、1,652㎡、

計2筆、2,505㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる
申請です。

権利取得後の農地面積は21,487㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えて
います。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされていま

す。また、農業に25年間従事され、借受人宅から申請地まで車で約1分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

4番、有喜地区、早見町の農地1筆、990㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は11,139㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に45年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

5番、長田地区、西里町・長田町の農地2筆1,245㎡を農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は5,308㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

耕うん機や田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、借受人宅から申請地まで車で約20分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

6番、長田地区、中田町の農地1筆3,019㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は33,262.12㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターやホイロローダ等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に3年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約30分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、多良見地区、多良見町市布の農地1筆217㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は3,073㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

耕うん機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に38年間従事され、譲受人宅から申請地まで車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

8番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆1,432㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は25,742㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや管理機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に16年間従事され、借受人宅から申請地まで車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

9番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆795㎡を農業経営規模拡大を行うため、使用貸借10年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は11,013.48㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや管理機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、借受人宅から申請地まで車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。10番、高来地区、高来町神津倉の農地1筆1,618㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。

権利取得後の農地面積は12,324㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地まで約180mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。11番と12番は借受人が同一の案件です。

11番、高来地区、高来町泉・金崎の農地3筆、5,566㎡、

12番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、696㎡、

計4筆、6,262㎡を耕作に便利のため、賃貸借10年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は14,751㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。

トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、借受人宅から申請地まで徒歩で約2～3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

1番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、野菜を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番と3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

2番と3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、麦、露地野菜を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

4番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、スイカ、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、5番と6番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

5番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、野菜等を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

委員 6番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、飼料作物を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には

協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 5番と6番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、5番と6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、5番と6番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、7番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

7番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、生姜、野菜、みかん等を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 7番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、7番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、8番と9番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

8番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、馬鈴薯、人参を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

次に、9番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 8番と9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番と9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、8番と9番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、10番から12番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 委員補足説明を致します。

10番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、野菜を栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

次に、11番と12番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

権利取得後は、農業経営する全ての農地において年間を通し、水稻、そばを栽培されると見込まれます。

権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整には協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないと思います。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 10番から12番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、10番から12番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番から12番は申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番は取り下げられました。

2番についてご説明します。2番は有料駐車場としての転用申請です。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は明峰中学校から西へ380mに位置し、周囲が市街化区域に囲まれているので、農地区分は「市街化近傍孤立農地」ですので第2種農地と思われます。地積は528㎡。11台の露天駐車場を予定しています。資金は発生しません。

被害防除計画について、造成はしません。雨水は傾斜により東側の道路側溝に放流します。日照通風について建物等はありませんので影響はないものと思われます。隣接

農地所有者との協議報告書も提出済みです。

3番についてご説明します。3番は昭和54年住宅を建築後、庭、通路の拡張の追認申請です。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。新たな資金は発生しません。

申請地は飯盛支所から南西に1.3kmに位置し「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」ですので第2種農地と思われます。地積は640㎡。

被害防除計画は南側の隣接地境界は擁壁を施工してあり土砂等の流出はなく、東側にも間地ブロックを施工し土砂の流出はありません。顛末書も提出済みです。

以上です。

議長 議案第2号の説明がありましたので、2番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

2番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については第2種農地と判断されます。土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については第2種農地と判断されます。農地転用については、やむなしと思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

委員 (挙手) はい、議長。

議長 ○番委員。

委員 事務局にお尋ねします。1番は何故取り下げられたのでしょうか。

事務局 融資が今年20日に決定する予定でしたが、それが決定されなかったため、取り下げられました。

委員 分かりました。

(議案第3号) 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたし

ます。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番は取り下げられました。

2番についてご説明します。2番は太陽光発電施設用地としての転用申請です。

契約は賃貸借の20年。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。資金は残高証明書で確認済みです。

申請地は、北諫早中学校から北へ1.8kmに位置し、農地区分は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地」ですので、第2種農地と思われます。

土地利用計画は、1,389㎡の土地にパネルを300枚設置します。発電量は50kW未満。単価は24円です。

被害防除計画ですが、表土には防草シートを設置し、雨水は申請地西側にコンクリートの側溝を施工し水路に放流します。また、土砂が流出しないように南側に畦畔を設置します。日照、通風については高さが1.5m程ですので、影響はないものと思われます。汚水、雑排水は発生しません。登記事項証明、定款も提出されています。

3番について説明します。3番は太陽光発電施設用地としての転用申請です。

契約は賃貸借20年。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。資金は残高証明書で確認済みです。

申請地は北諫早中学校から北へ2.5kmに位置し、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」ですので第2種農地とされます。

土地利用計画は、599㎡の土地にパネルを300枚設置します。発電量は50kW未満。単価は24円です。

被害防除計画は敷地南西から北東へコンクリート底張りの側溝を設置し、雨水を集めて水路に放流します。隣地は山林ですので隣地農地への影響はないものと思われます。登記事項証明書、定款も提出済みです。

4番と5番について説明します。

4番は建売分譲住宅用地としての転用申請です。

契約は売買。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、JAながさき県央農協隣に位置し、農地区分は市街化区域に隣接していますので「市街化近傍孤立農地」として第2種農地とされます。

土地利用計画は、申請地764㎡と併用地である雑種地1,749㎡を合わせた2,513㎡に9区画の建売住宅を建設するものです。資金は融資証明書で確認済みです。

被害防除計画ですが、最高1.12m造成しL字型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。日照、通風につきましては周囲の農地が譲渡人の土地だけですので影響はないものと思われます。分譲地内の通路に側溝を設置し雨水を集め道路側溝に放流します。汚水、雑排水は各区域に合併浄化槽を設置し、通路側溝から排水します。

5番は建売分譲住宅用地としての転用申請です。

契約は売買。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、ＪＡながさき県央農協隣に位置し、農地区分は市街化区域に隣接していますので「市街化近傍孤立農地」として第２種農地とされます。

土地利用計画は、申請地２、３６９㎡に９区画の建売住宅を建設するものです。資金は融資証明書で確認済みです。

被害防除計画ですが、最高１．３８ｍ造成しＬ字型擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。日照、通風につきましては周囲の農地が譲渡人の土地だけですので影響はないものと思われます。分譲地内の通路に側溝を設置し雨水を集め道路側溝に放流します。汚水、雑排水は各区域に合併浄化槽を設置し、通路側溝から排水します。

６番について説明します。６番は住宅用地としての転用申請です。

契約は使用貸借。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は、市街化区域と真崎川を挟んだ場所にありまから、「市街化近傍孤立農地」として第２種農地とされます。面積１３３㎡に住宅を建設予定です。資金は融資証明書で確認済みです。

被害防除計画ですが現状のまま使用します。南の水路側には擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。周囲が宅地ですので日照・通風で農地への影響はないと思われます。雨水は傾斜で南側水路に放流します。汚水、雑排水は合併浄化槽を使用し水路に放流します。都市計画第４３条第１項は許可済みです。

７番について説明します。７番は住宅用地としての転用申請です。

契約は売買。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は明峰中学校から南西に２７０ｍに位置し、周囲が市街化区域ですので「市街化近傍孤立農地」として第２種農地とされます。５０５㎡の土地に２階建て住宅を建設予定です。資金は収用による売買契約書で確認済みです。

被害防除計画ですが、コンクリートブロック擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。西側以外は宅地、道路になっており日照・通風の影響は少ないと思われます。汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し道路側溝に放流します。隣地との協議書も提出済みです。

８番について説明します。８番は住宅用地としての転用申請です。

契約は売買。区域区分は「市街化調整区域」「農振白地」です。

申請地は明峰中学校から西に２８０ｍに位置し、周囲が市街化区域ですので「市街化近傍孤立農地」として第２種農地とされます。３６６㎡の土地に平屋建ての住宅を建設予定です。資金は収用による売買契約書で確認済みです。

被害防除計画ですが整地してそのまま使用します。建物は平屋建てですので、日照、通風に影響は少ないと思われます。雨水は東側道路側溝に放流します。汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し道路側溝に放流します。隣接農地の所有者との協議報告書も提出されています。

９番について説明いたします。９番は住宅用地への転用申請です。

契約は売買。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は、有喜小学校から西へ４００ｍの場所に位置し、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地」ですので、農地区分はとして第２種農地とされます。４０９．４５㎡の土地に２階建ての住宅を建設予定です。資金は融資証明書で

確認済みです。

被害防除計画は1m切土を行いスロープを設置し駐車場とします。また、石垣が崩れないようコンクリートで保護します。雨水は自然流下。汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し道路側溝に放流します。隣接農地の所有者との協議報告書も提出済みです。

10番について説明します。10番は西九州新幹線建設の仮設事務所、工事用作業ヤードの設置の転用申請です。

契約は賃貸借3年。区域区分は「市街化調整区域」「農用地」です。

申請地は、本野出張所から南へ600mに位置します。「農用地」ですが一時転用ですので転用は可能です。2,196㎡の土地に仮設事務所、資材置場、工事用道路を施工します。資金は残高証明書で確認済みです。

被害防除計画はビニールシートを敷き1.7m埋立、防護柵を設置します。雨水は工事用道路を伝い東側水路に放流します。汚水は汲み取り。生活雑排水は溜桝を設置し放流します。隣接農地の所有者との協議報告書も、農地復元計画書も提出済みです。

11番について説明します。11番は森林伐採のための通路、駐車場としての転用申請です。

契約は賃貸借3年の一時転用。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は森山郵便局から南へ2.4kmの位置にあり「農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地」ですので第2種農地と思われれます。770㎡の土地を道路、駐車場として一時的に利用する予定です。資金は通帳の写しで確認済みです。

被害防除計画ですが、そのまま利用します。建物はありませんので日照・通風で隣地への影響はありません。雨水は自然流下。汚水、雑排水は発生しません。農地への復元計画も提出済みです。

12番について説明します。12番は既存の工場の敷地の拡張と倉庫の建設のための転用申請です。

契約は売買。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は飯盛支所から北へ700mに位置し「農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地」ですので第2種農地と思われれます。資金は残高証明書で確認済みです。1,431㎡に300㎡の倉庫を建設し残りを工場の敷地として使用する予定です。

被害防除計画ですが、最高1.9m埋立をして土砂が流出しないようL型擁壁を北側、東側に設置し雨水を集め東側水路に放流します。隣接農地に日照、通風で影響が無いよう5m以上距離を設けます。汚水、雑排水は発生しません。隣接農地所有者との協議書も提出済みです。

13番について説明します。13番は住宅用地への転用申請です。

契約は売買。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は飯盛支所から北へ730mに位置し「農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地」ですので第2種農地と思われれます。資金は融資証明書で確認済みです。71㎡の共有通路を利用し231㎡の土地に平屋建の居宅を建設予定です。

被害防除計画ですが、最高80cm埋立をして擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。

雨水は溜槽を設置し共有通路の水路へ放流します。汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、同じく水路へ放流します。隣接農地所有者との協議書、用地選定理由書も提出済みです。

14番について説明します。14番は住宅用地への転用申請です。

契約は売買。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は飯盛支所から北へ730mに位置し「農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地」ですので第2種農地とされます。資金は融資証明書で確認済みです。71㎡の共有通路を利用し330㎡の土地に2階建の居宅を建設予定です。

被害防除計画ですが、最高80cm埋立をして擁壁を設置し土砂の流出を防ぎます。雨水は溜槽を設置し共有通路の水路へ放流します。汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、同じく水路へ放流します。隣接農地所有者との協議報告書も提出済みです。

15番について説明します。15番は太陽光発電施設用地への転用申請です。

契約は贈与。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は高来支所から北西へ1.5kmに位置し「農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地」ですので第2種農地とされます。資金は融資証明書で確認済みです。1,203㎡の土地にパネルを288枚設置します。発電量は50kW未満。単価は21円です。

被害防除計画ですが、申請地中央部に東から西へ素掘りの側溝を設置し、雨水を集め西側河川へ放流します。高さは1.5m程度ですので日照、通風に影響はないものと思われま。汚水、雑排水は発生しません。隣接農地の所有者との協議報告書も提出済みです。

16番について説明します。16番は太陽光発電施設用地への転用申請です。

契約は売買。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は高来支所から北西へ750mに位置し「農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地」ですので第2種農地とされます。資金は残高証明書で確認済みです。1,702㎡の土地にパネルを360枚設置します。発電量は50kW未満。単価は21円です。

被害防除計画ですが、素掘り側溝を申請地西側、南側に設置し2ヶ所沈殿地を設置し水路に放流します。高さは1.6mから2.4mですので日照、通風に影響はないものと思われま。また、危険防止のため高さ1.2mの防護柵を設置します。汚水、雑排水は発生しません。隣接農地の所有者との協議報告書も提出済みです。環境保全条例も協議済みです。

17番について説明します。17番は太陽光発電施設用地への転用申請です。

契約は売買。区域区分は「その他の区域」「農振白地」です。

申請地は高来支所から北西へ450mに位置し「農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地」ですので第2種農地とされます。資金は残高証明書で確認済みです。1,567㎡の土地にパネルを360枚設置します。発電量は50kW未満。単価は21円です。東側の雑種地にも324枚のパネルを設置します。

被害防除計画ですが、素掘り側溝を申請地南側に設置し雨水を集め南西の角に沈砂地

を設け水路に放流します。高さは1.6mから2.4mですので日照、通風に影響はないものと思われます。また、危険防止のため高さ1.2mの防護柵を設置します。汚水、雑排水は発生しません。隣接農地の所有者との協議報告書も提出済みです。環境保全条例も協議済みです。

議長 議案第3号の説明がありましたので、2番と3番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

2番と3番の説明をします。

まず、2番を説明します。

2番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

次に3番の説明をします。

3番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 2番と3番について、何かご質問はありませんか。

委員 (挙手) はい、議長。

議長 ○番委員。

委員 事務局にお尋ねします。3番の農地面積は599㎡となっていますが、太陽光パネルの面積は600㎡となっています。これはどういうことでしょうか。

事務局 申請地は傾斜地になっていますので、登記面積よりも利用できる面積が広がっております。

委員 分かりました。

議長 他にご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番と3番は申請どおり許可することに決定いたします。担当委員さんにお聞きしますが、2番と3番の溜桝はコンクリート張りをされる予定でしょうか。

委員 そこは分かりません。

議長 以前、2番と3番の転用業者の太陽光発電施設用地から雨水が道路に溢れ出した形跡があるので、溜桝等の管理についてはご指導をお願いします。

委員 分かりました。

- 議 長 次に、4番と5番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 4番と5番の委員補足説明を致します。
4番と5番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま
す。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 4番と5番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することにご異議ありま
せんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番と5番は、申請どおり許可することに決定いたしま
す。
- 議 長 次に、6番から8番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 6番から8番の委員補足説明を致します。
6番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断
されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま
す。
次に、7番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断
されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま
す。
次に、8番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。
地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断
されます。
土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま
す。
よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 6番から8番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、6番から8番は、申請どおり許可することにご異議あり
ませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、6番から8番は、申請どおり許可することに決定いたし
ます。
- 議 長 次に、9番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 9番の委員補足説明を致します。
9番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

す。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 9番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、9番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、9番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、10番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

10番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については農用地ですが、一時転用ですので許可基準を満たしていると思われま

す。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 10番について、何かご質問はありませんか。

委員 (挙手) はい、議長。

議長 ○番委員。

委員 事務局にお聞きします。この一時転用は、1回目ですか、2回目ですか。

事務局 1回目です。

委員 分かりました。

議長 他に10番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、10番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、10番は、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、11番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 委員補足説明を致します。

11番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については第2種農地と判断されます。土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

す。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 11番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、11番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、12番から14番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 委員補足説明を致します。

12番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については第2種農地と判断されます。土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

次に、13番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については第2種農地と判断されます。土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

次に、14番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については第2種農地と判断されます。土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 12番から14番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、12番から14番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、12番から14番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、15番から17番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 委員補足説明を致します。

15番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については第2種農地と判断されます。土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

次に、16番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については第2種農地と判断されます。土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

次に、17番の現地を担当地区の推進委員と確認してきました。

地区の協議会で協議したところ、農地転用の立地基準については第2種農地と判断されます。土地利用計画は農地転用の許可基準を満たしていると思われま

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 15番から17番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、15番から17番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、15番から17番は、申請どおり許可することに決定いたします。

(議案第4号) 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議題と

いたします。

議 長 事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、仲沖町、小野地区、川内町の農地4筆、9,326㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。申出人は、水稻、麦、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

2番、諫早地区、福田町の農地2筆、5,138㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

3番、小野地区、黒崎町の農地2筆、5,094㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。申出人は、水稻、麦、玉ねぎの生産を主体に経営されています。

4番、小野地区、黒崎町、赤崎町の農地3筆、9,488㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借6年で借り入れる再設定の申し出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

5番、小野地区、黒崎町の農地1筆、1,483㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申し出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

6番、小野地区、黒崎町、小野島町の農地2筆、4,358㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借3年で借り入れる再設定の申し出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

7番、小野地区、赤崎町、森山地区、森山町下井牟田の農地8筆、6,007㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借5年で借り入れる再設定の申し出と、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、879㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借5年で借り入れる新規の申し出を合わせた計6,886㎡の申し出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

8番、小野地区、小野島町の農地1筆、4,243㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借20年で借り入れる再設定の申し出です。申出人は、水稻、麦、花の生産を主体に経営されています。

9番、小野地区、川内町の農地1筆、3,642㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

10番、有喜地区、早見町の農地1筆、1,128㎡を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。申出人は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されています。

11番、本野地区、湯野尾町の農地1筆、3,506㎡を農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、生姜、長ネギの生産を主体に経営されています。

12番から15番までは借受人が同一の案件です。

12番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、1,706㎡、
13番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、958㎡、
14番、長田地区、小豆崎町の農地2筆、983㎡、
15番、長田地区、小豆崎町の農地5筆、5,402㎡、計9筆、9,049㎡を
農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申し出です。申出人
は、水稻、菊の生産を主体に経営されています。

16番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、1,483㎡を引き続き農業経営を行
うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。申出人は、水稻の生産を主
体に経営されています。

17番、飯盛地区、飯盛町後田及び上原の農地2筆、2,823㎡を引き続き農業
経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。申出人は、馬鈴薯、
人参、水稻の生産を主体に経営されています。

18番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、1,441㎡を農業経営規模拡大を行
うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申し出です。申出人は、馬鈴薯、人参、大根
の生産を主体に経営されています。

19番と20番は借受人が同一の案件です。

19番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、1,194㎡、

20番、飯盛地区、飯盛町後田の農地1筆、4,198㎡、計2筆、5,392㎡
を引き続き農業経営を行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。申
出人は、馬鈴薯、人参、水稻の生産を主体に経営されています。

21番と22番は借受人が同一の案件です。

21番は、飯盛地区、飯盛町後田の農地6筆、5,394㎡を農業経営規模拡大を
行うため、使用貸借5年で借り入れる新規の申し出です。

22番は、高来地区、高来町下与の農地4筆、2,392㎡を引き続き農業経営を
行うため、賃貸借10年で借り入れる再設定の申し出です。申出人は、水稻、馬鈴薯
の生産を主体に経営されています。

以上、1番から22番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を
通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要
件を満たしています。

以上です。

議 長 議案第4号の説明がありました。1番と2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番と2番は、申出どおり許可することにご異議ありま
せんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番と2番は、申出どおり許可することに決定いたしま
す。

議 長 次の3番は、12番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律
第31条の規定により、12番委員の退席を求めます。

(12番委員退席)

議長 3番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は、申出どおり許可することに決定いたします。

12番委員の入場を求めます。

(12番委員入場)

議長 次に、4番から22番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番から22番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番から22番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第5号) 続きまして、関連がありますので、議案第4号の23番から27番、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第4号と議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第4号の23番、長田地区、白木峰町の農地1筆、1,438㎡、24番、長田地区、白木峰町の農地2筆、3,584㎡

25番、長田地区、白木峰町の農地1筆、1,383㎡、計4筆、6,405㎡を、議案第5号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、みかん、野菜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の26番、飯盛地区、飯盛町後田の農地3筆、4,794㎡を議案第5号の2番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、人参、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第4号の27番、飯盛地区、飯盛町山口の農地1筆、3,578㎡を、議案第5号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

続きまして、議案第5号の配分計画の変更について説明します。

既に、農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、森山地区、森山町田尻の農地1筆、1,504㎡について、議案第5号の4番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、

馬鈴薯、繁殖牛の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年11か月となっています。

以上、第4号議案の23番から27番までの申し出は、農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。

また、第5号議案の1番から4番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。

以上です。

議 長 議案第4号の23番から27番、また、議案第5号の1番から4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、議案第4号の23番から27番を許可し、議案第5号の1番から4番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号の23番から27番を許可し、議案第5号の1番から4番を「意見なし」とすることに決定いたします。

(議案第6号) 次に、議案第6号「地籍調査による農地地目変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。

事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第6号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」について説明します。

本案は、地籍調査の結果、登記地目が農地から変更を予定している小栗地区、小ヶ倉町の土地1筆につきまして、地籍調査課から意見を求められているものです。

地目が田から原野への変更で、利用状況調査ではB分類の農地です。

以上です。

議 長 議案第6号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、「意見なし」とすることに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について説明します。

小野地区から2件、高来地区から1件、合計3件提出されています。

届出理由は、いずれも相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について説明します。

小野地区から2件、飯盛地区から1件、高来地区から1件、合計4件提出されています。

解約理由は、小野地区の2件は、耕作者を変更するためと双方合意によるため。

飯盛地区の1件は、耕作者を変更するため。

高来地区の1件は、売買するためです。

次に、報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について説明します。

諫早地区、小栗地区、多良見地区でそれぞれ1件ずつ届出があります。

諫早地区、福田町の農地5筆883㎡について、共同住宅8戸の住宅用地と駐車場用地への届が出ています。

小栗地区、鷲崎町の農地1筆688㎡について、賃貸住宅4棟の住宅用地への届が出ています。

多良見地区、木床の農地1筆453㎡について、共同住宅8戸の住宅用地と駐車場用地への届が出ています。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご説明します。諫早地区2件、真津山地区1件、多良見地区2件の届が出ています。

諫早地区、栄田町の農地5筆995㎡について、分譲住宅4区画分の宅地用地への転用届が出ています。

諫早地区、野中町の農地1筆368㎡について、住宅1棟の住宅用地への届けが出ています。

真津山地区、久山町の農地2筆692㎡について、10台の駐車場用地への届けが出ています。

多良見地区、木床の農地1筆172㎡について、住宅1棟の住宅用地への届けが出ています。

多良見地区、木床の農地1筆57㎡について、持分1/2の所有とし通路用地への届けが出ています。

報告第5号「農地改良等届出書受理の件」につきましてご説明します。

小栗地区1件、真津山地区3件、小野地区1件の改良届が出ています。

小栗地区の農地2筆475㎡を隣接地の宅地開発に伴い田から畑への改良届が出ています。

真津山地区の農地1筆を日当たりが悪いため梅等果樹を植え田から畑への改良届が出ています。

真津山地区の農地2筆を玉ねぎ、ジャガイモを造るため田から畑への改良届が出ています。

真津山地区の農地1筆を日当たりが悪いため田から畑へ改良届が出ています。

小野地区の農地1筆4,020㎡のうち700㎡を畑を拡大しばれいしょなどの野菜を栽培するため田から畑へ改良届が出ています。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について説明します。

諫早地区から1件で、小栗地区から2件、本野地区から1件、飯盛地区から1件、小

長井地区から2件で、合計7件、筆数13筆、面積10,459㎡の非農地通知の申出を受けております。いずれも農地利用状況調査でB分類、農振白地です。

以上です。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がありませんので、これらの整理を要するものにつきまして、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	12件。
議案第2号	農地法第4条許可	2件。
議案第3号	農地法第5条許可	16件。
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	27件。
議案第5号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	4件。
議案第6号	地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件	1件。

以上、審議件数は、全部で62件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議 長 それでは、これをもちまして、平成30年度諫早市農業委員会第9回総会を閉会いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)